

NO	対象箇条	コメントの内容	コメント者	対応	修正要否
1	WES 9801、9802 4. 資格	以下表現が微妙に異なる。 「これら規格の理解を深めなくてはならない」としては。 ※APIと9802で「これら」、威圧・強制的表現で「深めなくてはならない」。 9801：これら規格の理解を深めなければならない。 9802：この規格の理解を深めなくてはならない。	ウィズソル 渡様	原案通り ・WES 9801はWES 9802と主要規格のAPI 510, 570等を直接引用しているため「これら規格の理解を深める」としました。一方、WES 9802はAPIの使い方を取りまとめた規格のため「WES 9802自体の理解を深めること＝APIの理解を含めること」となるため「この規格の理解を深める」としました。 ・「しなければならない」と「しなくてはならない」は同じ意味で、「しなくてはならない」は強く響く一方口語的で、「しなければならない」は一般的な表現となります。WES規格では一般的な表現である「しなければならない」を使用していますが、WES 9802のこの一箇所のみ「しなくてはならない」が残ってしまっていました。なお、WES 9802の方を次回改正時に「しなければならない」に修正します。	否
2	WES 9801 5.5 使用を中止している製造設備の保安検査の方法	不活性ガスで保管している状態で、代替の保安検査において保圧圧力の低下を確認した場合、（一旦検査は不合格となるが）、圧力低下の要因を調査し、例えば、気密性能が低下していたならば、何らかの是正を行ったうえで、技術上の基準を満足することをA.4.4の方法で検査を行うことになると思われる。（この認識は妥当か？） 例えば、開放せずに、フランジのボルト増し締めで措置できた場合には、その後（上記の保安検査後）、装置運転再開タイミングで、供用中の流体での検査も可能と想定しているか？ （「設備の使用を再開する際に該当する検査項目の検査を実施する」の意を確認したい）	コスモ石油 木下様	原案通り 不活性ガスで保管している状態で代替の保安検査において保圧圧力の低下を確認した場合は、以下の対応になります。 ・フランジ漏れの場合は、フランジ漏れを解消した上で再度5.5項の方法で保安検査を実施します。 ・耐圧部材からの漏洩の場合は、許認可手続きを実施し、補修後再度5.5項の方法で保安検査を実施します。なお、完成検査を受けた場合は保安検査は不要なので、その場合に保安検査を実施するかどうかは、全体の保安検査記録の管理等により判断することになります。 また、運転を停止している間は、5.5項に示す通り、漏洩確認に加え当該設備に該当する全ての技術上の基準に対応する検査項目について目視で設備に異常がないことを確認することで各項目の保安検査に代替えるもので、運転を再開する際は該当する全ての技術上の基準に対して附属書Aに沿って保安検査を実施します。	否

第2回技術規格評価委員会（2024.8.16）事前コメント

NO	対象箇条	コメントの内容	コメント者	対応	修正要否
3	WES 9801 5.5 使用を中止している製造設備の保安検査の方法	高圧ガス流体を排出した状態で保管している状態で、代替の保安検査において内部流体の漏えいを確認した場合、漏えいの要因を調査し、例えば、気密性能が低下していたならば、何らかの是正を行ったうえで是正が妥当であると確認するために検査を行うことになると思われる。 この場合、例えば、開放せずに、フランジのボルト増し締めで措置できた場合は、内部流体を置換せずに、漏洩部に対してガス検知器を用いた検査を行うことを可能と想定しているか？ また、その後（上記の保安検査後）、装置運転再開タイミングで、保安検査を行う際には、A.4.4.4の方法により、供用中の流体での検査を可能と想定しているか？ （「設備の使用を再開する際に該当する検査項目の検査を実施する」の意を確認したい）	コスモ石油 木下様	原案通り ご認識の通りです。	否
4	WES 9801 6. 表1	第9条第6号、第10条第1号（耐圧性能及び強度） 「A7.1.3 耐圧性能及び強度」→「A7.1.4 耐圧性能及び強度では？」	ウィズソル 渡様	拝承 誤記のためWES 9801を修正	要
5	WES 9801 A.4.3.3.2	c) 非破壊検査箇所は、使用環境及び目視検査の結果を考慮の上選定する。 Q：目視検査にて確認可能は表面が主で内部のきず、欠陥確認は一般的には不可では。よって、文面を”非破壊検査箇所は、使用環境、目視検査及び経年検査履歴などを元に選定する。”といった形に変更は？	ウィズソル 渡様	拝承	要
6	WES 9801 A.4.3.7.1	現在の腐食の状態を最もよく示した方を減肉速度として採用。 Q：最もよく示した方・・・どのようにして判断するのか難しい印象です。API570同様に”腐食専門家と意見”といった文言の追記は如何でしょうか？	ウィズソル 渡様	原案通り A認定事業所は、設備管理部門が実施した検査結果を供用適正評価組織（FFS組織）が評価します。FFS組織は各職種ごとに知識および経験を有する者から選任されており、減肉速度については腐食に関する十分な知識および経験を有した静機器セクションの評価者および承認者が評価・承認するため、「最もよく示した方」の記載でも適切に評価できます。	否

第2回技術規格評価委員会（2024.8.16）事前コメント

NO	対象箇条	コメントの内容	コメント者	対応	修正要否
7	WES 9801 A.4.3.7.3	a)からc)で減肉速度の算定が不可の場合に、高圧ガス設備は供用開始後6カ月以内、配管は3カ月以内に肉厚測定とあるが、ある一定以上の供用期間後に測定する必要性はないか？ 本規格を用いる事業所であれば、妥当な判断をする能力があるであろうが、極端な場合、例えば、供用開始後、3日目で測定した肉厚測定データでの算出することは可能か？ （参照した海外規格では、上記のような供用開始後の測定開始における知見はあるか？）	コスモ石油 木下様	原案通り 本項目は、a) ～c)の方法で減肉速度を推定しますが、その推定した減肉速度に確信が持てない場合は肉厚測定を実施して検証することを意図しております。 検査時期はWES 9802では6ヶ月後および3ヶ月後としておりますが、保安検査基準なので検査期日を明確にするため「以内」としましたが、期間が短い場合に正確な減肉速度の評価が難しい場合があるため、以下の通りWES 9802に解説を記載しております。 また、腐食に関する十分な知識および経験を有した静機器セクションのFFS組織が評価・承認するため、適切に評価できます。 －WES 9802抜粋－ 計測誤差が影響する可能性があるため、6か月という短い間隔の測定では、信頼性の高い腐食速度の評価が不可能な場合もあるが、この測定データは、信頼性の高い腐食速度が設定されるまでの間、余寿命の算定に利用してもよい。	否
8	WES 9801 A.4.3.7.3	同一の高圧ガス施設において、ある設備はa)、別の設備はc)といった方法の採用は可能と読める。 本規格を用いる事業所であれば、設備ごとに妥当な方法を採用するものと思われるが、参照した海外規格においては、事業者側が任意に設定できるのか？ 又は、設備に応じて採用できる方法の制約や条件が設定されているのか？	コスモ石油 木下様	原案通り ご認識の通りです。 一般的に優先度はa)→b)→c)の順※になると思いますが、設備ごとに適切な方法で選定します。また、選定した減肉速度はFFS組織により評価・承認されます。 ※b)は実データなので、測定期間等状況によりb)→a)になる場合もある。	否
9	技術評価書 別紙1	3. 検査を行うに当たって必要な技術的事項について、検査項目毎に、具体的な手法や仕様が示されていること。検査項目毎に、具体的な手法や仕様が示されているか。 ⇒NDIに関しては"検査名称"の記載が主であり、手法、仕様については別途（客先検査要領など）になるかと思います。	ウィズソル 渡様	原案通り KHKS同様、WES 9801ではAPI 571により劣化損傷と検査手法を組み合わせるところまでの記載としております。 なお、A認定事業所が使用するため、個々の検査の具体的な実施方法等は、各事業所の要領類も含め高度な設備管理を行う事業所として認定を受けた設備管理方法により実施されます。	否
10	別添 1 0 - 1	第5条第1項第16号（ガス設備に使用する材料） KHKS0850-3を引用は正しいか（説明資料と異なる）	ウィズソル 渡様	原案通り 「ガス設備に使用する材料」は技術的要件のため、WES 9801で検討対象として検討しましたので、説明資料では検討対象に入れて説明しました。 また、検討の結果、同検査項目はKHKS 0850-3を引用することになったため、結果を示している添付資料2-1では引用となりました。	否